

第三セクターの経営情報について

報告対象団体		ひびき灘開発株式会社
会社概要	会社の事業概要	(1) 廃棄物、浚渫土砂等の埋立処分 (2) 土地の造成、管理、分譲及び賃貸 (3) 倉庫等港湾関連施設の建設、管理運営及び賃貸 (4) 臨海地域開発促進に必要な諸施設の建設及び管理運営 (5) 公害防除のための施設の建設及び管理運営公共施設の管理運営
	資本金額	1,365,500 千円
	本市の出資額	670,000 千円
	本市の出資割合	49.1 %
	従業員数	46 人
営業報告の要点		<p>廃棄物処理収入は、2,733,772 千円（前期比－31.1%）となった。株主企業の大ロスポット搬入等があった前期と比べると大幅な減少結果となった。</p> <p>当期の総売上高は、2,914,548 千円（前期比－32.3%）となった。費用面では、</p> <p>売上原価の合計は、1,783,065 千円（前期比－15.1%）となった。</p>
収支状況の要点	当期純利益	677,803 千円
	前年度との比較	<p>○営業利益は、817,069 千円で、前期比 1,059,501 千円（－56.5%）の減益となった。</p> <p>○経常利益は、827,563 千円で、前期比 1,060,924 千円（－56.2%）の減益となった。</p> <p>○当期純利益は、677,803 千円で、前期比 716,773 千円（－51.4%）の減益となった。</p>
	その他 (剰余金・欠損金、設備投資、資金調達など)	<p>○当期の設備投資で主なものは次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本社建設予定地の取得 ・ 響灘西部3号地嵩上事業に係る工事 (3号地雨水放流管敷設工事、南側二段目土堰堤築造工事) <p>○新規資金調達 なし</p>
繰越利益剰余金		8,502,489 千円
株主総会 (令和3年6月14日 書面開催)	監査報告	会計監査人及び監査役3名が監査を実施した結果、適法かつ正確であった。
	議案	<p>(1) 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第49期（令和2年4月1日～令和3年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件 ・ 有限監査責任法人トーマツの再任に関する報告の件 <p>(2) 決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号議案 取締役11名選任に関する件 ・ 第2号議案 監査役1名辞任につき後任監査役1名選任の件

(令和3年3月31日現在)

ひびき総総第7号
令和3年6月14日

株主各位

北九州市若松区浜町一丁目18番1号
ひびき灘開発株式会社
代表取締役社長 古川 義彦

株主総会決議の省略及び報告の省略に関するご連絡

拝啓 初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、第49回定時株主総会について、別紙のとおり提案及び通知いたします。

敬 具

添付書類

- (1)第49回定時株主総会通知書兼提案書
- (2)同意書

以 上

令和3年6月14日

北九州市長 北橋 健治 様

ひびき灘開発株式会社
代表取締役社長 古川 義彦

第49回定時株主総会 通知書兼提案書

当社は、株主総会に報告すべき事項である下記1の事項について通知するとともに、株主総会の目的である下記2の事項についてご提案申し上げます。また、当社の第49期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）に係る事業報告、計算書類及び監査報告を本書面に添付します。

つきましては、下記1の事項を株主総会に報告することを要しないこと及び下記2の事項についての提案につき、ご同意いただける場合には、同封の同意書に署名押印のうえ、当社宛に同意書を返送して下さるようお願い申し上げます。

なお、全ての株主の皆様から書面をもってご同意が得られた場合、会社法第319条第1項及び第320条の規定に基づき、下記株主総会の決議事項を可決する旨の第49回定時株主総会の決議があったものとして、また当該株主総会において下記報告事項の報告がなされたものとして取り扱わせていただき、株主総会を開催することはいたしませんので、何卒ご了承のほどお願い申し上げます。

記

株主総会の目的事項

1 報告事項

報告事項1

当社の第49期の事業報告、計算書類及び監査報告の内容の件
内容については添付書類のとおり。

報告事項2

有限責任監査法人トーマツの再任に関する報告の件

2 決議事項

第1号議案 取締役11名選任に関する件

現取締役9名は、定款第21条の規定に基づき本總會終結の時をもって全員任期満了によって退任するため、令和3年3月31日付で辞任した取締役柴田秀治氏及び鮎川典明氏の補充も含め、取締役11名の選任を求める。

その候補者は次のとおりである。

古川	義彦	(再任)	████████████████████
岩見	一朗	(新任)	████████████████████
荒萩	滋美	(再任)	████████████████████
辻	誠治	(再任)	████████████████████
山田	祈一	(再任)	████████████████████
富岡	紳夫	(再任)	████████████████████
川原	賢幸	(再任)	████████████████████
北重	勝勅	(新任)	████████████████████
石田	晃一	(再任)	████████████████████
有蘭	彰二	(再任)	████████████████████
坂田	竜治	(再任)	████████████████████

第2号議案 監査役1名辞任につき後任監査役1名選任の件

監査役 笹渕 賢一氏の辞任に伴い、補欠として後任の監査役1名の選任を求める。

後任の監査役候補者は次のとおりである。

鈴木 久司 ██

以上

株主総会参考書類

報告事項概要

報告事項1 第49期(令和2年4月1日から平成3年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件並びに会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件

第49期(令和2年4月1日から平成3年3月31日まで)の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書を作成し、監査役会並びに会計監査人に提出しましたところ、いずれも適法であるとの監査報告書(別添「第49期報告書」の監査報告書謄本参照)の提出がありましたので、会社法第439条に基づき別添「第49期報告書」のとおり報告いたします。

報告事項2 有限責任監査法人トーマツの再任に関する報告の件

定款第41条の定めにより現会計監査人 有限責任監査法人トーマツは、本総会の終結の時をもって任期満了となりますが、監査役会から、現会計監査人の再任について決議した旨の通知がありましたことを報告いたします。

議案及び参考事項

第1号議案 取締役11名選任に関する件

現取締役9名は、本總會終結の時をもって、全員任期満了によって退任いたします。つきましては、令和3年3月31日付で辞任した取締役 柴田 秀治氏及び 鮎川 典明氏の補充を含めて、取締役11名の選任をお願いいたします。

候補者は次のとおりであります。

候補 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	備考
1	古川 義彦 ふる かわ よし ひこ	昭和56年4月 北九州市入職 平成28年4月 北九州市病院局長 平成31年3月 北九州市退職 平成31年4月 北九州市総務局職員研修所長 令和2年3月 同 任期満了 令和2年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	再任
2	岩見 一朗 いわ み かず あき	平成元年4月 北九州市入職 平成31年4月 北九州市秘書室長 令和3年3月 北九州市退職 令和3年6月 当社取締役就任予定	新任
3	荒牧 滋美 あらか まき ます み	昭和56年4月 新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社 平成24年10月 新日鐵住金(株)八幡製鐵所 (現日本製鐵(株)九州製鐵所) 総務部庶務室長 平成25年6月 当社常務取締役 現在に至る	再任
4	辻 誠治 つじ とも はる	平成9年4月 運輸省入省 令和2年2月 北九州市港湾空港局長 令和2年6月 当社取締役 現在に至る	再任
5	山田 祈一 やま だ き いち	平成4年4月 新日本製鐵(株) (現日本製鐵(株)) 入社 令和2年4月 日本製鐵(株)九州製鐵所総務部長 令和2年6月 当社取締役 現在に至る	再任
6	富高 紳夫 とみ たか のぶ お	昭和61年4月 北九州市入職 令和2年4月 北九州市環境局長 令和2年6月 当社取締役 現在に至る	再任
7	川原 直幸 かわ はら なお ゆき	昭和57年4月 旭硝子(株) (現AGC(株)) 入社 平成30年6月 旭硝子(株)人事・総務室北九州事業所長 同年同月 当社取締役 現在に至る	再任

8	きた ざと かつ とし 北 里 勝 利 [Redacted]	昭和61年4月 北九州市入職 令和 3年4月 北九州市産業経済局長 令和 3年6月 当社取締役就任予定	新任
9	いし だ こう いち 石 田 晃 一 [Redacted]	平成 2年4月 三菱化成㈱（現三菱ケミカル㈱）入社 令和 2年4月 三菱ケミカル㈱福岡事業所総務部長 令和 2年6月 当社取締役 現在に至る	再任
10	あり ぞの しやう じ 有 園 彰 二 [Redacted]	昭和55年4月 電源開発㈱入社 平成30年2月 電源開発㈱若松総合事業所所長代理 兼若松研究所所長代理 平成30年3月 当社取締役 現在に至る	再任
11	さか た りゅう じ 坂 田 竜 治 [Redacted]	平成 4年4月 三井鉱山㈱（現日本コークス工業㈱）入社 平成31年4月 日本コークス工業㈱北九州事業所副所長 兼設備部長 令和 元年 6月 当社取締役 現在に至る	再任

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 候補者11名のうち、辻誠治氏、山田折一氏、富高紳夫氏、川原直幸氏、北里勝利氏、石田晃一氏、有園彰二氏、坂田竜治氏の8名は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

3. 岩見一朗氏、北里勝利氏を取締役候補とした理由は、北九州市の幹部職員としての長年の実務経験から当社会社経営に適任であると判断したためであります。

第2号議案 監査役1名辞任につき後任監査役1名選任の件

監査役 笹渕賢一氏の辞任に伴い、補欠として後任の監査役1名の選任をお願いします。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
後任の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況
すずき 鈴木	ひさし 久司	平成 3年4月 株式会社福岡銀行入行 令和 3年4月 株式会社福岡銀行北九州本部副本部長

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 鈴木久司氏を監査役候補者とした理由は、銀行員としての長年の実務経験から会計財務に関する相当程度の見識を有していると判断したためであります。

[第49回定時株主総会提供書類]

第49期 報 告 書

〔自 令和 2年 4月 1日〕
〔至 令和 3年 3月31日〕

事 業 報 告
計 算 書 類

〔貸 借 対 照 表〕
〔損 益 計 算 書〕
〔株 主 資 本 等 変 動 計 算 書〕
〔個 別 注 記 表〕

会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 古川 義彦

第 49 期

事 業 報 告

令和 2年4月 1日から
令和 3年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 古川 義彦

事業報告

自 令和 2年4月 1日
至 令和 3年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を大きく受け、景気の減速に直面しました。昨年5月の政府の緊急事態宣言（1回目）の解除以降、経済活動が徐々に再開する中で、持ち直しの動きも見られるものの、感染症収束の見通しが不透明な中、景気回復の時期や程度等については依然として不確実性が高く、当面厳しい状況が続くと考えられます。

一方、北九州地区の経済は、直近の日本銀行北九州支店の金融経済概況によると、感染症の影響から引き続き厳しい状況にあるものの、基調としては持ち直しの動きが見られております。

このような状況のもと、当社の廃棄物処理事業においても、感染症の蔓延による製造業をはじめとした企業の減産等、生産活動の低下によって少なからず影響を受け、搬入量は減少の傾向にあります。

また、株主の工場跡地などから発生した大口の廃棄物の受入れ案件（スポット）等があった前期と比べると、搬入量は大幅な減少結果となりました。

当期の廃棄物搬入量は、自社部門の合計230千トンで、前期より136千トン（37%）の減少となりました。受託部門の合計は、169千トンで、前期より6千トン（3%）減少しました。全体では399千トンを受入れ、前期より142千トン（26%）の減少となりました。

この結果、廃棄物処理収入の合計は、27億33百万円となり、前期より12億34百万円（31%）減少しました。

土地分譲につきましては、前期は7,800平方メートルの分譲契約が成立し、1億64百万円の売却収入がありましたが、当期の分譲実績は、ありませんでした。

また、その他事業収入につきましては、太陽光発電事業の売電収入が99百万円、R1号倉庫の賃貸収入が20百万円、土地賃貸収入が61百万円となり、その合計は1億80百万円となり、前期より10百万円（6%）増加しました。

以上により、売上高の合計は29億14百万円となり、前期に比べ、13億88百万円（32%）の減少となりました。

費用面では、産業廃棄物の搬入量減少に伴う環境未来税の減少や販売用土地売上原価の計上がなかったことなどにより、売上原価は前期より3億16百万円（15%）減少しました。

以上の結果、経常利益は8億27百万円となり、前期より10億60百万円（56%）の減少、当期純利益は6億77百万円となり、前期より7億16百万円（51%）の減少となりました。

区 分		搬 入 量 (トン)			金 額 (千円)			
		第 48 期	第 49 期	前期比	第 48 期	第 49 期	前期比	
廃棄物処理収入	自 社	産業廃棄物	319,394	196,922	-38%	2,820,575	1,656,109	-41%
		土 砂	47,592	33,753	-29%	172,137	127,840	-25%
		計	366,986	230,675	-37%	2,992,712	1,783,949	-40%
	受 託	産業廃棄物	109,278	104,478	-4%	813,624	759,352	-6%
		土 砂	319	2,304	+622%	1,090	8,764	+704%
		一般廃棄物	66,093	62,523	-5%	160,373	181,706	+13%
		計	175,692	169,306	-3%	975,088	949,822	-2%
	合 計		542,678	399,982	-26%	3,967,801	2,733,772	-31%
販売用土地売上高		—	—	—	164,936	—	—	
その他事業収入		—	—	—	170,349	180,776	+6%	
売上高合計		—	—	—	4,303,087	2,914,548	-32%	

自社の土砂搬入量には無料分（第48期は8,142トン、第49期は6,759トン）は含んでおりません。受託の土砂搬入量には無料分（第48期は8,587トン、第49期は68,436トン）は含んでおりません。

なお、響灘西部3号地嵩上事業の当期末までの埋立進捗状況は、計画容量4,742千㎡の16%（3号地全体計画容量8,418千㎡に対し52%）となっております。

(2) 設備投資等の状況

当期中において実施した設備投資等の主なものは次のとおりであります。

本社建設予定地取得	65,700千円
3号地雨水放流管敷設工事	60,740千円
南側二段目土堰堤築造工事	32,339千円

(3) 資金調達の状況

必要資金は全額を自己資金により賅いました。

(4) 対処すべき課題

・新型コロナウイルス感染症の蔓延による取引先製造業等の生産活動の低下などにより、当社の廃棄物処分手業にも搬入量減少という形で少なからず影響が出てきているなか、安定した経営を維持するため、排出者の事業再編や生産活動等の動向のみならず、今後の国のエネルギー政策やそれに伴う社会情勢の変化などにも注視しつつ、廃棄物処理収入の確保に努め、また併せて永続的な経費の削減も図っていきます。

・北九州市と連携を図りながら、ひびきCTの直背後地に位置する当社用地に、港湾関連事業者等を中心とした企業誘致を図り、土地の利活用推進につなげていきます。

・組織活力の更なる向上に向け、社内制度等も含めた業務（仕事）見直しを行います。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	第 46 期	第 47 期	第 48 期	第 49 期
売上高 (千円)	2,639,025	2,919,591	4,303,087	2,914,548
経常利益 (千円)	905,980	963,743	1,888,487	827,563
当期純利益 (千円)	734,448	727,903	1,394,576	677,803
一株当たり当期純利益 (円)	268.93	266.53	510.64	248.18
純資産 (千円)	11,784,801	12,512,704	13,909,207	14,587,595
総資産 (千円)	12,955,442	13,814,974	15,532,515	15,499,189

(6) 主要な事業内容

響灘地区における廃棄物処理事業

響灘地区における土地の造成分譲事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	北九州市若松区
響 灘 事 業 所	北九州市若松区
日 明 事 業 所	北九州市小倉北区

(8) 従業員の状況

区 分	従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	32名	1名減	51.4歳	17.0年
女 子	14名	1名増	43.6歳	5.3年
計又は平均	46名	—	49.0歳	13.4年

(注) 上記の従業員数には嘱託23名が含まれております。

(9) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
国 (国 土 交 通 省)	109,573 千円
合 計	109,573 千円

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

2,731 千株

(2) 当期末株主数

12 名

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	議決権比率
北 九 州 市	1,340 千株	49.06 %
福 岡 県	55	2.01
日 本 製 鉄 株	322	11.79
A G C 株	161	5.89
三 菱 ケ ミ カ ル 株	161	5.89
電 源 開 発 株	161	5.89
日 本 コ ー ク ス 工 業 株	161	5.89
出 光 興 産 株	161	5.89
日 産 自 動 車 株	161	5.89
黒 崎 播 磨 株	24	0.87
株 米 ず ほ 銀 行	12	0.43
株 福 岡 銀 行	12	0.43

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

役 職	担当または主な兼職状況	氏 名
代表取締役社長		古 川 義 彦
常 務 取 締 役	事業部担当	荒 牧 滋 美
取 締 役	北九州市港湾空港局長	辻 誠 治
取 締 役	北九州市環境局長	富 高 紳 夫
取 締 役	日本製鉄㈱八幡製鉄所 総務部長	山 田 祈 一
取 締 役	AGC㈱北九州事業所 所長	川 原 直 幸
取 締 役	三菱ケミカル㈱福岡事業所 総務部長	石 田 晃 一
取 締 役	電源開発㈱若松総合事業所兼若松研究所 所長補佐	有 薮 彰 二
取 締 役	日本コークス工業㈱北九州事業所 副所長	坂 田 竜 治
常 勤 監 査 役		横 山 耕 一
監 査 役	㈱福岡銀行北九州本部 副本部長	笹 淵 賢 一
監 査 役	㈱みずほ銀行北九州支店 公金部長	西 村 直 喜

(注1) 監査役3名は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注2) 代表取締役社長江本均氏、取締役三好忠満氏は、令和2年6月28日の第48回株主総会終結の時をもって辞任し、同日、古川義彦氏、辻誠治氏、山田祈一氏、富高紳夫氏、石田晃一氏の5名が新たに取締役に選任され就任いたしました。

また、同日の取締役会において、取締役古川義彦氏が代表取締役社長に選定され就任いたしました。

(注3) 監査役寺田泰史氏は、令和2年6月28日の第48回株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(注4) 令和2年6月28日の第48回株主総会において、横山耕一氏、笹淵賢一氏、西村直喜氏の3名が新たに監査役に選任され就任いたしました。

(注5) 代表取締役専務柴田秀治氏、取締役鮎川典明氏は、令和3年3月31日辞任により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役4名	19,712千円
監査役2名	5,222千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

会計監査人の報酬等の額 5,500 千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行なっております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

内部統制システムの基本方針

当社は、社会から信頼される企業の実現、企業価値の継続的な向上を目指すうえで、会社法第 362 条及び会社法施行規則第 100 条に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備します。

なお、整備の後には、これを適切に運用するとともに、当システムの継続的改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、定款及び取締役会規則等の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

(2) 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の職務執行を行い、その状況を取締役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 文書規程に従い、取締役会議事録をはじめとする取締役の職務執行に係る情報

を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、適切に保存する。

なお、これらの文書等について取締役及び監査役が常時、閲覧できるようにする。

- (2) 財務情報等の重要な情報についても、法令に定める方法のほか情報公開規程に基づき、適切に開示できるよう努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各部長は、自部門における業務遂行上のリスクの把握・評価（リスクの洗い出し）を行い、そのリスクの軽減等に取り組む。この取組みにあたっては、それぞれの担当部署が自律的に、安全衛生、環境・防災、情報管理及び廃棄物受入管理及び財務報告の信頼性等の面から、リスクチェックを行ったうえで、各々に関連する範囲で作業標準書・作業安全基準に代表される現規程の再チェックや、作業マニュアル等の作成を行い、その提案を受けた総務部が、現規程の改正及び必要な新規規程の作成・整備等、全社的な対応を行う。
- (2) 新たなリスクが生じた場合及び重要な事項については直ちに常務会及び取締役会に報告し、必要な場合は対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 廃棄物受入事業や土地分譲事業に係る事業計画、経営戦略及び設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議及び常務会等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。取締役会での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役及び各部長等が遂行する。
- (2) 業務分掌規程において各部門の業務内容、責任を明記し、各部門を統括管理する取締役からの指揮命令系統を明確化する。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員は、法令及び規程を遵守し、適正に業務を行う義務を負う。当義務を履行しない従業員については、就業規則に基づき懲戒処分する。
- (2) 各部長は、自部門において法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為を未然に防止することなど、自律的にマネジメントを行うことに努めるとともに、法令違反のおそれがある場合には、すみやかに総務部に報告する。報告を受けた総務部は、担当取締役の指示に基づき、状況の改善や違反防止策を制定する等必要な措置を講ずる。
- (3) 重要な事項については、直ちに常務会及び取締役会に報告する。

6. 当会社及びその企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社等から定期的または必要に応じて営業状況及び財務状況等について報告を受ける。
- (2) 当社は、子会社等の経営に重大な影響を与えるリスクが発生する恐れがある場

合には、子会社等と連携し迅速かつ適切に対応する。

- (3) 子会社等の事業運営に関する重要な事項については、当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社取締役会に付議する。
- (4) 子会社等の取締役等の執行機関にも当社の内部通報規程を準用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する従業員については必要に応じて取締役と監査役との協議のうえ選任し、当該従業員は、合理的な範囲で監査役を補助するものとする。
- (2) 監査役の求めによる当該従業員の職務執行等については、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (3) 当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分については、取締役と監査役との協議のうえ実施するものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときには、直ちに監査役に報告する。この際、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
- (2) 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることとする。
- (3) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見及び情報の交換を行うなど連携を図る。
- (4) 監査役の職務執行上必要と認められる費用については、会社が負担する。

9. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの整備及び運用状況について、継続的にモニタリングを実施し、安全衛生委員会、環境管理委員会にその内容を報告し、重要事項については、常務会及び取締役会に報告しております。また、モニタリングの結果判明した問題点につきましては、是正措置を講じ、継続的な改善と運用に努めております。

(本事業報告に記載の数値は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

第 49 期

計 算 書 類

令和 2年4月 1日から
令和 3年3月31日まで

ひびき灘開発株式会社
代表取締役 古川 義彦

貸借対照表

令和 3年3月31日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	9,509,664,869	流動負債	368,213,114
現金及び預金	3,580,004,572	買掛金	134,604,762
売掛金	310,445,259	短期借入金	65,979,000
販売用土地	4,124,300,787	未払金	107,662,600
仕掛土地	1,449,091,245	前受金	26,438,816
未収還付法人税等	5,391,166	賞与引当金	17,718,382
未収消費税等	32,793,500	その他	15,809,554
その他	7,638,340		
固定資産	5,989,524,519	固定負債	543,380,455
(有形固定資産)	(4,160,035,250)	長期借入金	43,594,000
建築物	136,241,149	退職給付引当金	273,769,121
構築物	2,187,390,122	役員退職慰労引当金	1,870,000
機械及び装置	278,653,761	繰延税金負債	146,290,534
船舶	2,217,504	その他	77,856,800
車両運搬具	1		
工具器具備品	11,251,457	負債合計	911,593,569
土地	1,301,576,045	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	242,705,211	科 目	金 額
(無形固定資産)	(96,346,168)		円
ソフトウェア	52,474,515	株主資本	14,585,084,972
その他	43,871,653	資本金	1,365,500,000
(投資その他の資産)	(1,733,143,101)	利益剰余金	13,219,584,972
投資有価証券	610,535,101	その他利益剰余金	13,219,584,972
関係会社出資金	51,000,000	特定災害防止準備金	717,095,621
長期貸付金	122,653,134	別途積立金	4,000,000,000
特定災害防止準備積立金	1,052,173,000	繰越利益剰余金	8,502,489,351
その他	19,435,000	評価・換算差額等	2,510,847
貸倒引当金	△ 122,653,134	その他有価証券評価差額金	2,510,847
		純資産合計	14,587,595,819
資産合計	15,499,189,388	負債・純資産合計	15,499,189,388

損 益 計 算 書

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

科 目	金 額	金 額
	円	円
売 上 高		
廃棄物処理収入	2,733,772,105	
その他事業収入	180,776,232	2,914,548,337
売 上 原 価		
廃棄物処理原価	1,719,677,447	
その他事業原価	63,388,255	1,783,065,702
売 上 総 利 益		1,131,482,635
販売費及び一般管理費		314,413,006
営 業 利 益		817,069,629
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	2,637,761	
有価証券利息	1,022,124	
貸倒引当金戻入益	1,240,924	
雑 収 益	8,063,284	12,964,093
営 業 外 費 用		
固定資産除却損	1,653,981	
雑 損 失	816,541	2,470,522
経 常 利 益		827,563,200
税引前当期純利益		827,563,200
法人税、住民税及び事業税	222,824,373	
法人税等調整額	△ 73,064,220	149,760,153
当 期 純 利 益		677,803,047

株主資本等変動計算書

自 令和 2年4月 1日

至 令和 3年3月31日

(単位：円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	利益剰余金				利益剰余金合計	
		その他利益剰余金					
		特定災害防止準備金	別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,365,500,000	694,270,440	4,000,000,000	51,119,923	7,796,391,562	12,541,781,925	13,907,281,925
当 期 変 動 額							
特定災害防止準備金の積立		22,825,181			△ 22,825,181	—	—
特別償却準備金の取り崩し				△ 51,119,923	51,119,923	—	—
当 期 純 利 益					677,803,047	677,803,047	677,803,047
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	22,825,181	—	△ 51,119,923	708,097,789	677,803,047	677,803,047
当 期 末 残 高	1,365,500,000	717,095,621	4,000,000,000	—	8,502,489,351	13,219,584,972	14,585,084,972

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	1,925,533	1,925,533	13,909,207,459
当 期 変 動 額			
特定災害防止準備金の積立			—
特別償却準備金の取り崩し			—
当 期 純 利 益			677,803,047
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	585,314	585,314	585,314
当 期 変 動 額 合 計	585,314	585,314	678,388,361
当 期 末 残 高	2,510,847	2,510,847	14,587,695,819

個別注記表

1. 重要な会計方針の概要

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産・・・定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員の賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当期負担相当額を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

販売用土地	3,790,555,289円
仕掛土地	<u>263,765,786円</u>
計	4,054,321,075円

②担保に係る債務

短期借入金	65,979,000円
長期借入金	<u>43,594,000円</u>
計	109,573,000円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

3,347,981,733円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分したものを除く）

短期金銭債務 323,700円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3,884,400 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び数

普通株式

2,731,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価減 272,350,877 円

減損損失 486,086,813 円

減価償却超過額 194,364,076 円

退職給付引当金 83,225,812 円

その他 57,355,903 円

繰延税金資産小計 1,093,383,481 円

評価性引当額 △925,363,143 円

繰延税金資産合計 168,020,338 円

繰延税金負債

特定災害防止準備金 △313,214,180 円

その他有価証券評価差額金 △1,096,692 円

繰延税金負債合計 △314,310,872 円

繰延税金負債の純額 △146,290,534 円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産（債券・預金）で運用し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1)現金及び預金	3,580,004,572	3,580,004,572	—
(2)売掛金	310,445,259	310,445,259	—
(3)未収還付法人税等	5,391,166	5,391,166	—
(4)未収消費税等	32,793,500	32,793,500	—
(5)投資有価証券	610,535,100	610,535,100	—
(6)長期貸付金 (※2)	122,653,134 △122,653,134	—	—
(7)買掛金	(134,604,762)	(134,604,762)	—
(8)短期借入金	(65,979,000)	(65,979,000)	—
(9)未払金	(107,662,600)	(107,662,600)	—
(10)前受金	(26,438,816)	(26,438,816)	—
(11)長期借入金	(43,594,000)	(43,594,000)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3)未収還付法人税等及び(4)未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6)長期貸付金

時価については、財務内容を勘案し、個別に引当金の計上を行っているため、貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(7)買掛金、(9)未払金及び(10)前受金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)短期借入金及び(11)長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)

非上場株式(貸借対照表計上額 1 円)及び関係会社出資金(貸借対照表計上額 51,000,000 円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記時価の注記には含めておりません。

(注3)

特定災害防止準備積立金（貸借対照表計上額 1,052,173,000 円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記時価の注記には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、響灘地区において、賃貸用の倉庫及び遊休土地を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：円)

貸借対照表計上額	時価
1,102,613,447	2,324,835,774

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主との取引

(単位：円)

種類	名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
主要株主	北九州市	49.06%	響灘廃棄物処分場及び響灘西地区廃棄物処分場での処分に関する契約書に基づく廃棄物の処分	処分料の納入 (注1)	437,464,789	買掛金	88,205,947
			業務受託	一般廃棄物の埋立処分等業務 (注1)	181,706,161	売掛金	33,619,051
	日本製鉄株式会社	11.79%	埋立処分に関する業務受託	産業廃棄物等の埋立処分業務 (注3)	690,891,418	売掛金	63,157,460

(注1) 経費その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が北九州市に対して希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注3) 日本製鉄株式会社との産業廃棄物の埋立処分業務に関する価格は、当社との協議により決定しております。その他取引条件は、当社と関係を有しない他社と同様の条件によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,341円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 248円18銭

10. その他の注記

(1) 流動資産の「仕掛土地」は、埋立完了後販売可能な状態に至るまでの取得原価を処理する勘定であり、公有水面埋立権の取得価額、廃棄物埋立処分終了時の護岸の未償却残高、地盤改良、道路設置、区画割等の造成に要する費用、その他造成に直接要する人件費その他の経費を処理する勘定であります。

(2) 投資その他の資産の「特定災害防止準備積立金」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、当社が埋立処分の終了までの期間にわたって每期一定額積立を求められる金額を処理する勘定であります。当該積立金の使用については、処分場の維持管理費用である旨の事前申請等、上記法律による一定の要件が定められています。

なお、維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積立金は、所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（租税特別措置法第56条）。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月25日

ひびき灘開発株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

下平雅和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ひびき灘開発株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役過半数の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年6月2日

ひびき離開発株式会社 監査役会

常勤監査役

横山 耕一

監査役

西村 直喜

(注) 常勤監査役横山耕一、監査役西村直喜は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。